

生活保護を受給している孫から金銭を要求されている人への支援

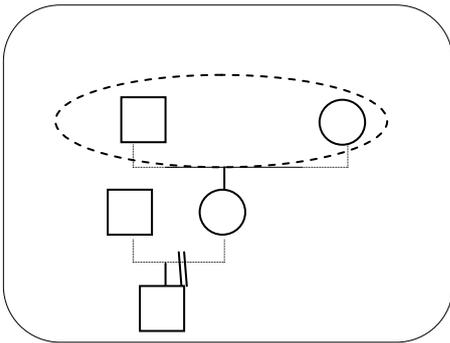
■人権キーワード： 高齢者虐待、生活保護

■相談者：祖母A（80代）

■家族状況

○相談者：A（祖母）

○家族：祖父、娘、B（孫）



■相談の主訴

A（80代前半）のもとにB（30代）が来て、金銭を要求するとの訴え。

■相談の経路

Aが人権相談窓口に来所された。

■相談内容等

A夫婦は、現在生活保護を受けており経済的に苦しい生活状況である。Aは下肢麻痺により歩行に不安があり、夫も軽度の認知症と診断を受けており介護サービスを受けている。

Aには長女（60代前半）がおり、その息子がBである。Bも生活保護を受けており、一人暮らしをしており、発達障がい疑われている。Bは金銭の要求をするのみではなく、Aに対して暴力をふるうこともある。もともとAは長女に対して、生活保護で経済的に苦しかったが、月に10万円ほどを渡していたようである。次第に、BもAに金銭を要求するようになった。

Aの長女は離婚をしており、Bとの接触を避けているようで、Bには自分の携帯番号も教えていない。

Aは長女に対して、Bのことを何とかしてほしいと願っているが、Aとも会うのを拒否している。またAは、長女から以前に「孫（B）をお願いします」と言われており、Bのことを見捨てるが出来ずにお金を与えてしまう状況である。このことは、Aにとっては心理的負担であり、辛い生活状況が続いている。

■対応

Aは、Bとの関係の辛さと苦しい生活、介護状態の夫のことについて聞いてほしい様子だったので、「傾聴」を中心にAの気持ちに寄り添うような関わりを行った。具体的な支援

についての情報提供を行うものの、具体的な解決についてはAは消極的であった。それよりも話を聞いてもらいたいということを求められた。人権相談窓口としては、高齢者担当課と生活保護課につないだ。その結果、見守りの体制をつくることで情報などが共有された。今後は、地域でAの見守りネットワークを構築するための会議がもたれる予定である。

■評価および今後の課題

Aは複数の生活課題を抱えており、様々な支援を必要としている状況である。孫によって祖母を経済的に搾取している状況は、高齢者虐待における経済的虐待に該当するような問題であり、高齢者虐待防止法上の対応についても検討していく必要がある。まずは、Aの心理的な支えとして、人権相談窓口が受容的な関わりを継続することが重要である。生活状況がさらに悪化しないよう、地域で見守っていく体制が必要である。今後は地域包括支援センターなどが中心となり、地域ケア会議を開き、Aへの支援と生活状況の把握がなされる体制をつくることが先決である。その過程においては、Aの夫への介護サービスの適切さ、A自身の身体的・精神的状況についても把握と検討がされていかねばならない。また、Bからの経済的搾取があった際の対応について、Aと検討して共有することも重要である。

そして、Bに対しても何らかの関わりを持っていくことが重要である。Bの生活保護のケースワーカーと連携することや、障がい者基幹相談支援センターなどを通じて障がいに関わる支援の実施などについても繋いでいくことが想定される。周囲が関わりを持つことにより、BによるAへの経済的搾取が再度行われないような環境づくりが必要であり、B自身の生活の自立がなされていくような支援をしていくことも重要である。

■連携が想定される資源

生活保護課

高齢福祉課

地域包括支援センター

CSW

地域ケア会議

障がい者基幹相談支援センター

■利用が想定されるサービス

介護保険サービス

高齢者虐待防止法

障がい者福祉サービス

就労支援サービス